

宇治市準用河川占用料条例新旧対照表

現行			改正		
電話柱及びその他支柱類	1本	2,060円	外径又は幅が1メートル以上 のもの	1メートル	2,400円
街灯添架電話柱	1本	1,440円	作業場、材料置場その他これらに類するもの	1平方メートル	580円
公園、広場その他これらに類するもの	1平方メートル	1,150円	橋りょうその他これに類するもの	1平方メートル	2,100円
			電柱及びその他支柱類	1本	3,500円
			街灯添架電柱	1本	2,400円
			電話柱及びその他支柱類	1本	2,000円
			街灯添架電話柱	1本	1,400円
			公園、広場その他これらに類するもの	1平方メートル	1,000円
<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 占用の水量、面積又は長さに1立方メートル、1平方メートル又は1メートルに満たない</p> <p>端数があるときは、それぞれ1立方メートル、1平方メートル又は1メートルとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>4 年額の占用料を算定する場合において、占用の期間が1年未満であるとき又は 占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割り</p>			<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 占用の水量、面積若しくは長さが1リットル毎秒、1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又は占用の水量、面積若しくは長さに1リットル毎秒、1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、これらを1リットル毎秒、1平方メートル又は1メートルとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>4 年額の占用料を算定する場合において、占用の期間が1年未満であるとき、又は 占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割り</p>		

宇治市準用河川占用料条例新旧対照表

現行	改正
<p>による。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月とみなす。</p> <p>5 月額 of 占用料を算定する場合において、占用の期間が1月未満であるとき又は 占用の期間に1月未満の端数があるときは、1月とみなす。</p>	<p>による。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月とみなす。</p> <p>5 月額 of 占用料を算定する場合において、占用の期間が1月未満であるとき、又は 占用の期間に1月未満の端数があるときは、1月とみなす。</p>